

## **平成 28 年6月1日より、建築基準法が改正され、定期報告の対象となる建築物等が変わりました。**

### **定期報告の対象となる建築物**

(該当する用途部分の床面積が 200 m<sup>2</sup>以下のもの又は該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外)

| 建築物の用途   | 対象用途の位置・規模<br>(次のいずれかに該当するもの)   |
|--|---|
| 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場  | ①3階以上の階にあるもの<br>②客席の対象用途の床面積の合計が 200 m <sup>2</sup> 以上のもの<br>③主階が1階にないもの※1<br>④地階にあるもの                    |
| 病院、有床診療所、児童福祉施設等※2、旅館、ホテル、共同住宅※2又は寄宿舎※2                                  | ①3階以上の階にあるもの<br>②2階の対象用途の面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以上であるもの<br>③地階にあるもの                                    |
| 体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場※3                         | ①3階以上の階にあるもの<br>②対象用途の床面積の合計が 2,000 m <sup>2</sup> 以上であるもの  |
| 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗 | ①3階以上の階にあるもの<br>②2階の対象用途の床面積の合計が 500 m <sup>2</sup> 以上であるもの<br>③対象用途の床面積の合計が 3,000 m <sup>2</sup> 以上であるもの |

※1 劇場、映画館又は演芸場に限る。

※2 高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの（グループホーム、老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等）に限る。

※3 いずれも学校に付属するものを除く。

## 定期報告の対象となる建築設備等

定期報告対象となる建築物に設置された建築設備等が定期報告の対象となり、下表に掲げる建築設備が対象となります。

| 種 別   | 定期報告の対象となる要件  |
|---|---|
| 機械換気設備                                      | ・定期報告対象となる建築物に設置された建築設備   |
| 中央管理方式の空気調和設備                               |   |
| 排煙機を設けた排煙設備                                 |   |
| 非常用の照明装置                                    |   |
| 防火設備<br>(常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパー及び外壁開口部の防火設備を除く。) | ・定期報告対象となる建築物に設置された防火設備<br>・病院、診療所又は児童福祉施設等で高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する部分の床面積の合計が 200 m <sup>2</sup> 以上の建築物に設置された防火設備 |

## 定期報告の対象となる昇降機及び遊戯施設

下表に掲げる昇降機及び遊戯施設が対象となります。

| 種 別                   | 定期報告の対象となる要件                               |
|-----------------------|--|
| エレベーター                | ・全て  |
| エスカレーター               |  |
| 小荷物専用昇降機(テーブルタイプを含む。) | (住戸内に設置するもの及び労働安全衛生法に基づく検査済証の交付を受けたものを除く。) |
| 観光用エレベーター、エスカレーター     |  |
| 遊戯施設                  |  |